

**県庁7号館公用車（電気自動車）用普通充電設備設置工事
企画提案競技実施要領**

1 目的

本工事は県庁7号館前を公用車駐車場として整備し、電気自動車の充電設備を設置するとともに、充電に当たっては7号館屋上に設置する太陽光発電設備で発電する電力を最大限活用する仕組みを構築することを目的とする。

本要領は、公募型プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものである。

2 発注の概要

- (1) 実施主体 宮崎県
- (2) 契約者 宮崎県 宮崎県知事
- (3) 事業名 県庁7号館公用車（電気自動車）用充電設備設置工事
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和5年10月20日まで
- (5) 業務内容 電気設備工事 一式
- (6) 発注上限額 2,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (7) その他 県庁7号館公用車（電気自動車）用普通充電設備設置工事仕様書による

3 資格要件

公募型プロポーザル参加者は、以下に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第7条に基づき、電気工事に係る入札参加資格の認定を受けていること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ④ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者ではない者であること。
- ⑤ 県税（個人住民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- ⑥ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

4 応募の手続き等

本事業の募集に係る手続きは、次に定めるところによる。

(1) スケジュール

内容	
公告	令和5年8月8日（火）

参加申込書の受付期間	令和5年8月8日（火）～8月22日（火）
質問書の受付期間	令和5年8月8日（火）～8月22日（火）
質問に対する回答	令和5年8月23日（水）
企画提案書等の受付期間	令和5年8月25日（金）～8月28日（月）
プレゼンテーション審査	令和5年8月29日（火）
審査結果通知	令和5年8月30日（水）
受注候補者との協議	令和5年8月31日（木）～9月4日（月）
契約	令和5年9月5日（火）

（注）スケジュールは多少前後する場合があります。

（２）参加申込書の提出

- ① 提出書類
参加申込書（様式第1号）
- ② 受付期間
令和5年8月8日（火）から令和5年8月22日（火）まで
（受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日又は祝日を除く。））
- ③ 提出方法
FAX又は電子メールにより、本要領中「8 問合せ先及び申込先」に提出すること。

（３）質問書の受付及び回答

- ① 質問の方法
質問は、質問書（任意様式）により、電子メールにて本要領中「8 問合せ先及び申込先」に提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。
- ② 質問書の受付期間
令和5年8月8日（火）から8月22日（火）まで
- ③ 質問に対する回答
軽微なものを除き、令和5年8月23日（水）に参加申込書を提出した全ての者に電子メールにより回答する。

（４）企画提案書等の提出

- ① 企画提案書の内容
本実施要領2「発注の概要」を参照の上、提案すること。
- ② 提出書類
 - ア 企画提案書等提出書（様式第2号）
 - イ 企画提案書
 - ・提案する企画案は、1案のみとする。
 - ・書式は任意様式、A4版（一部A3版を折り曲げて可）とする。
 - ウ 会社概要書（様式第3号）
 - エ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
 - オ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第4号）
 - カ 図面
 - ・全体のイメージ図

・その他必要な図面

※ 図面はA 3サイズをA 4に折り込み、ファイリングを行い提出すること。

キ 工事の計画工程表（任意様式）

③ 提出部数

原本1部、電子データ

④ 受付期間

令和5年8月25日（金）から令和5年8月28日（月）まで

（受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。））

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る）により、本要領中「8 問合せ先及び申込先」に提出すること。

5 審査

プレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画提案について次のとおり審査を行い、最も優れた提案者1者を受注候補者として選定する。

(1) 審査委員会

企画提案の審査は、県が定める審査委員会において審査する。

(2) 審査の日時と場所

日時：令和5年8月29日（火）午後2時から

場所：宮崎県庁7号館2階 環境森林部会議室

(3) 審査手順

① プレゼンテーションは、1者当たり、説明15分、質疑10分の計25分とする。

② 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

③ プレゼンテーションは、原則として画面への資料投影により実施する。

④ 審査委員が、「審査表」により採点を行い、最も優れた提案者を受注候補者として設定する。

(4) 審査方法

次の評価項目及び評価視点に基づき評価する。

評価項目	評価視点	配点
充電システム	充電設備向けの電力供給量を調整できるシステムについての提案に対する評価	30
充電スタンド等の設置	電気自動車7台を同時に充電可能な充電設備の提案に対する評価	20
駐車場の整備	電気自動車7台（普通車4台、軽3台）が充電できる駐車場整備の提案に対する評価	15
照明の設置	人感センサー付きLED照明の設置に関する提案に対する評価	5
工事の計画工程表	計画工程の評価	20
費用概算	積算費用についての評価	10

(5) 審査結果

審査結果については、プレゼンテーション審査に参加した全ての者に通知する。

なお、審査結果に対する質問や異議には応じないものとする。

6 契約の締結等（受注候補者との協議）

（1）契約の締結

本県と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、契約を締結するものとする。その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。

なお、候補者との間で協議が合意に至らない場合は、次点の者と契約締結の協議を行う。

（2）契約保証金

契約保証金については、宮崎県工事請負契約約款の規定による。

7 その他留意事項

- （1）本企画提案競技及び本業務の受注を通じて、法令を遵守すること。
- （2）企画提案及び契約手続きに要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- （3）提出された企画提案書等は返却しない。
- （4）提出された企画提案書等は、提案者で無断に使用しない。
- （5）応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- （6）応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 参加申込書の提出以降、契約締結までに、本要領中「3 資格要件」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
 - ② 提出期限内に企画提案書等の提出がされなかった場合
 - ③ 企画提案書等の内容が「県庁7号館公用車（電気自動車）用普通充電設備設置工事仕様書」に掲げる設置条件等を満たさない場合
 - ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- （7）企画提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

8 問合せ先及び申込先

〒 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県環境森林部環境森林課ゼロカーボン社会づくり担当
電 話：0985（26）7084
FAX：0985（26）7311
E-mail：kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp